

令和6年度 中条小いじめ防止基本方針

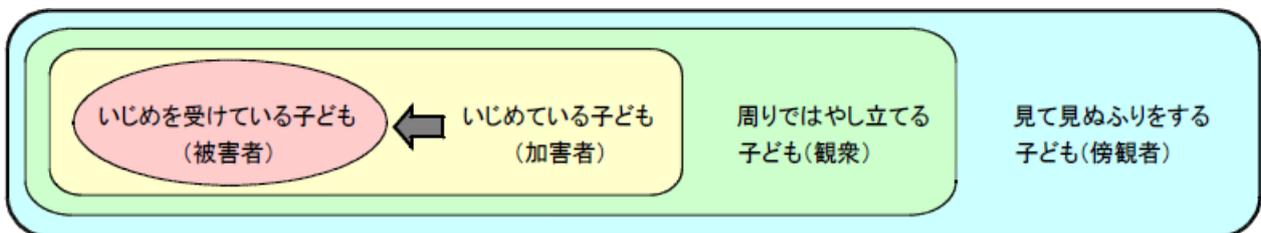
いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

1 いじめ問題についての基本認識

- ①いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識すること
 - ・未然防止の取組を行うことが、最も合理的で有効な対策であることを認識する。
 - ・日頃から、児童が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること
 - ・いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。
 - ・いじめる児童に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要。
- ③児童一人一人を大切にする意識や日常的な態度が重要であることを、教職員自身が認識すること
 - ・教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすることが必要。
- ④いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること
 - ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行うこと。
- ⑤定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること
 - ・児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

〇いじめの構造



いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つのです。日本のいじめの多くが同じ学級の児童同士の間で発生することを考えると、学級担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させることが重要です。

出典：生徒指導提要 「第4章 いじめ (P133)」参照

○いじめの態様

- ・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ，集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- ・いやなこと，恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷やいやなことをされる。

2 いじめの未然防止に向けての取組（今年度の重点は※）

（1）学級経営の充実

- ①子どもに対する教師の受容的・共感的態度により，子ども一人一人のよさが発揮され，互いを認め合う学級作りを推進する。
- ②正しい言葉遣いができる集団作りをするために，人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を徹底する。
- ③ルールや規範がきちんと守られるような指導を継続し，改善に向けた粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- ④担任として，自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し，見通しを持って進める。

（2）授業中における生徒指導の充実

- ①生徒指導の4つの視点「自己決定の場の提供」「自己存在感の感受」「共感的人間関係の育成」「安全・安心な風土の醸成」を生かした授業づくりをすすめる。（※学校研究とリンクさせる）
- ②「楽しい授業」「わかる授業」を通して，子どもたちの学び合いの充実を図る。
- ③学習規律の徹底（ベル着＝心構え・物構え・身構え）
- ④月目標の工夫
毎月の生活目標や学習目標の意識を高めるため，個人や学級での取組チェックシートを作り，評価・改善を図る。

（3）特別の教科・道徳

- ①いじめを題材として取り上げ，いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに，人権意識の高揚を図る。
- ②思いやりや生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

（4）学級活動

- ①いじめを題材として取り上げ，いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- ②話し合い活動を通して，いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ③学級内の人間関係づくりのために，構成的グループ・エンカウンター等を実施すること。
※1・2学期初旬に必ず実施し，その後も継続的に行う。
- ④人間関係のトラブルや，いじめ問題に直面した時の対処の仕方を，※ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し，学習する。

（5）児童会が主体となった取組（※特別活動との連携）

児童会により，いじめ防止の訴えや解決を図れるような自発的・自治的な活動に取り組む。

① 「いじめ0（ゼロ）」キャンペーンの実施

※児童会でいじめについて考え、スローガンやめあてを決めて、全校集会を活用し、寸劇やポスター作り・意見発表などをして全校の児童に呼びかける。

② なかよしグループエンカウンターの実施

縦割りグループでエンカウンターを行い、よりよい人間関係づくりを行う。

(6) 学校行事・学年行事

- ① 子どもたちが達成感や人間関係の深化が得られる行事やイベントを企画し、実施する。その際、達成感や自己有用感を感じさせるようなふり返りを工夫する。そして、学年の実態に応じて実行委員会を作り、児童の主体性を育てるとともに活躍の場を与える。

(7) 教職員の対応力向上のために

① 校内研修会の充実 ※企画運営（生徒指導部）

- ・いじめ事例検討会
- ・人権教育に関する研修
- ・ネットトラブルに関わる研修
- ・終礼時のミニ児童理解の会
- ・特別支援に関する研修
- ・学級経営の充実
- ・構成的グループエンカウンターやソーシャルスキル研修 など

3 いじめの早期発見のために

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(1) 教師と子どもとの日常の交流を通じた発見⇒いじめの兆しチェックポイントの活用

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に気になる様子に目を配る。

(2) 複数の教員の目による観察

- ・校内の観察や巡回⇒ブック指導（下足箱には、かかとを揃えて入れる・かかとを踏まないなど）や朝の声かけ、教室から職員室へ戻る経路などで気になることはないかを観察する。
 - ・気になる児童や行動については、情報を共有していく。
- ※児童理解の日は全職員による観察日とし、丁寧に児童の様子を観察する。

(3) いじめアンケートの実施

- ・毎月第2月曜日・朝学習でアンケートを実施し、事案がある場合は、その日のうちに聞き取り及び面談を行う。
- ・アンケートは万全ではないことを共通理解し、日頃の観察をしっかりと行う。
- ・アンケート実施後、いじめ問題対策会議で認知された事案を職員終礼で報告し、共通理解を図る。
- ・認知件数の多寡にかかわらず、解消率が高いことが重要であることを共通理解し、いじめの早期発見に取り組む。

(4) 教育相談体制の充実

- ・アンケート結果をもとに、定期的な教育相談を実施する。

- ・児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用，電話相談窓口について広く周知する。
- ・スクールカウンセラー等の効果的な活用を図る。
- ・町教育センター学校サポート指導員，学校支援会社会福祉士の活用

4 指導体制の在り方

いじめの問題への取組チェックポイント

指導体制

- ① いじめ問題の重大性を全教職員が認識し，校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- ② いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ，教職員間の共通理解を図っているか。
- ③ いじめ問題について，特定の教員が抱え込んだり，事実を隠したりすることなく，学校全体で対応する体制が確立しているか。

教育指導

- ④ お互いを思いやり，尊重し，生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に，「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- ⑤ 学校全体として，校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめ問題に関する指導の機会を設け，積極的に指導を行うよう努めているか。
- ⑥ 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ，指導が行われているか。
- ⑦ 学級活動や児童会活動などにおいて，いじめ問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- ⑧ 児童に幅広い生活体験を積ませたり，社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図ったりしているか。
- ⑨ 教職員の言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，細心の注意を払っているか。
- ⑩ いじめを行う児童に対しては，特別の指導計画による指導のほか，さらに出席停止や警察との連携による措置も含め，毅然とした対応を行うこととしているか。
- ⑪ いじめられる児童に対し，心のケアやさまざまな弾力的措置など，いじめから守り通すための対応を行っているか。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも，継続して十分な注意を払い，折りに触れ必要な指導を行っているか。

早期発見・早期対応

- ⑬ 教師は，日常の教育活動を通じ，教師と児童，児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- ⑭ 児童の生活実態について，たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど，きめ細かく把握に努めているか。

- ⑮ いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- ⑯ 児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。
- ⑰ いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- ⑱ いじめ問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
- ⑲ 校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- ⑳ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- ㉑ 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- ㉒ 児童の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

家庭・地域社会との連携

- ⑳ 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- ㉑ 家庭や地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- ㉒ いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめ問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- ㉓ P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

5 いじめの発見から解決まで

<校内指導体制・組織的対応の展開>

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害児童、加害児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた児童に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

(1) いじめ問題対策チーム（常設）について

①目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

②構成

- i) 校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教務主任、教育相談担当者、養護教諭とし、実情に応じてスクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザー等の必要と思われる教職員等を加え構成する。
- ii) 校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織的に位置づける。

〈基本構成メンバー〉

・校長 ・教頭 ・生徒指導主事 ・教務主任 ・教育相談担当者 ・学年主任
・養護教諭

③ 機能・役割

- i) いじめを見逃さない学校づくりの推進
 - ・いじめの早期発見の観点から朝の会や帰りの会、学級活動などでの観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。
 - ・いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析について吟味を行い、見落とし・見誤りのない適切な認知を図る。
 - ・学校におけるいじめ相談窓口を設置し、児童、保護者等に周知し利用を促す。
 - ・いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。
- ii) 学校や教職員のいじめ問題の対応力向上
 - ・事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて、児童への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
 - ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・掲示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
 - ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。
- iii) 「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び児童・保護者、地域に対する周知
 - ・「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直しを行い、懇談会等で、保護者、地域住民に対していじめ問題への学校の基本姿勢を説明し（印刷物等の配布やホームページへの掲載等）、理解と協力を得る。

- ・児童会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。
- iv) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
 - ・家庭や地域からの情報提供について相談窓口を設置し、これを周知する。
 - ・PTAや関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。
- v) スクールカウンセラーや関係機関等と連携したいじめ問題への対応
 - ・加害者の抱えている問題、場合によってはその保護者の抱えている問題に対して、スクールカウンセラーなどを活用し、第三者的な視点からのアプローチを工夫する。
 - ・県警少年サポートセンターなどとの連携を図る。
 - ・定期的に開催している学校、町教育センター、町少年育成センター、警察での連絡会で連携を密にする。
 - ・医療機関、児童福祉施設、児童相談所、地方法務局、警察など、加害者及びその保護者の抱える問題から、適切な関係機関との連携を進め、加害者の立ち直りを支援する。
- vi) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
 - ・個別案件対応班の設置
 - ・情報の収集と整理
 - ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請
 - ・教育委員会、関係機関への協力要請
 - ・個別案件対応班への指示・助言

(2) 個別案件対応班について

① 目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

② 構成

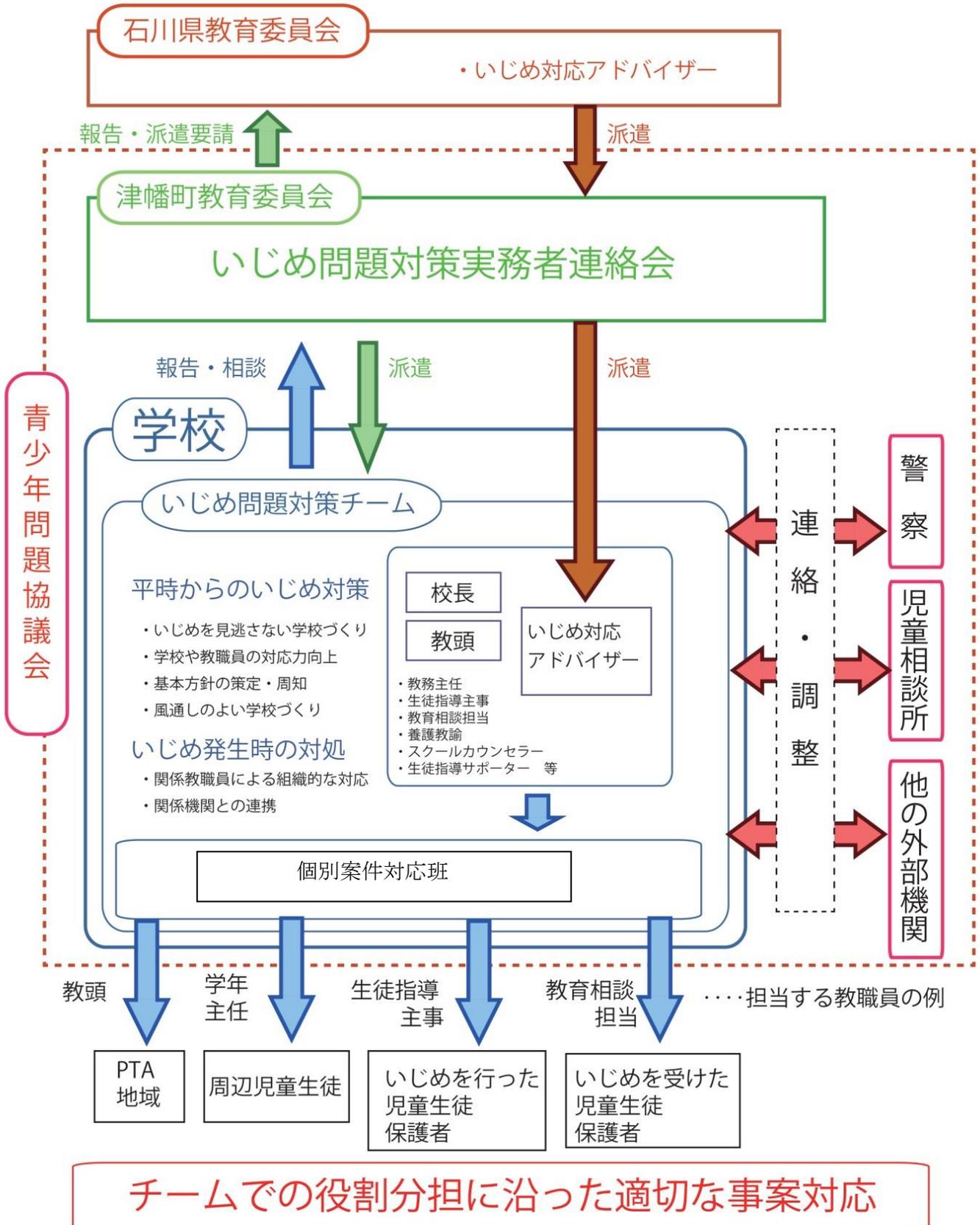
- i) 当該児童の学級担任、級外等に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ii) いじめ対応アドバイザーを要請した場合は、アドバイザーが加わることもある。
- iii) いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

③ 機能・役割

- i) 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ii) 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- iii) 役割分担に沿った対応を進める。
- iv) 事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- v) 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- vi) 対応の結果について整理し、記録に残す。

(3) いじめ問題に対する校内体制整備

いじめ問題に対する体制



(4) いじめの対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることが大切である。

① いじめられている子どもへの対応

- ア いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- イ 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ウ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- エ いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- オ 子どもの個性やよさを積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- カ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

② いじている子どもへの対応

- ア まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- イ 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ウ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- エ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- オ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- カ 当番活動や係活動など、具体的な場での良い行いを積極的に見つけてほめる。
- キ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ク 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

(3) 学級の児童への対応

- ① 見て見ないふりをすることは、いじめの助長になることに気付かせる。

※いじめの4層構造を理解する。「加害者」「被害者」「観衆(周りをはやしたてる)」「傍観者(見て見ぬふりをする)

- ② いじめを発見したら、教師や友達に知らせて、すぐにやめさせることを徹底する。
- ③ 友達のいいなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
- ④ 一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとともに安心して生活できるようにする。
- ⑤ これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ⑥ 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

(4) いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。
その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(5) いじめている子どもの保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを認識してもらう。
- ② いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分に言い聞かせてもらうよう要請する。
- ③ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、児童にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、児童に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進め、家庭においてはネット利用のルールづくりを進める必要がある。

① 「ネットいじめ」の特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

②「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・早期発見の観点から、県教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・学校や地域の実態及び児童の発達に段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。
- ・保護者は、児童に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

③「ネットいじめ」の対応について

- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

④削除依頼等の手順について

・事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・児童生徒への対応

被害者本人への対応（不安に共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の児童への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と並行して行う。

・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

・事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

(7) 関係機関との連携

- ・深刻ないじめの解決のために、教育委員会、警察、児童相談所、スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザーと連携をしていく。また、毎月10日までにいじめに関する報告書を町教育委員会に提出する。

(8) いじめの解消に向けて

- ① 認知したいじめ問題に関しては、「いじめ防止等のための基本的な方針」(H29.3.14)による解消2要件を満たすまで、毎月本人と保護者に確認する。

→いじめ解消の2要件

- ・ いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続
- ・ 被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛を受けていないかを面談等により確認

- ② 年度をまたぐケースも漏らさないよう、確実に次年度に引き継ぐ。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが大切である。

また、重大事態の発生により、被害児童だけでなく、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

(1) 重大事態について

「法」第28条第1項第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

また、同項第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町教育委員会又は町立学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて町長及び県教育委員会に事態発生について報告する。また、町教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

(3) 重大事態の調査

① 学校が調査主体の場合

- ・町教育委員会の指導・助言のもと、速やかに、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

② 町教育委員会が調査主体の場合

- ・町教育委員会の下に、速やかに公平・中立な「いじめ問題調査組織」を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・学校は町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童及びその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置必要である。

② 調査結果の報告

- ・調査結果については、町長及び県教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

いじめの兆しチェックポイント ～ 早期発見のために ～

生徒指導部

(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント

○ いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切である。

① 登下校時において

- ア 身体の不調を訴えるようになる
- イ 登校を渋るようになる
- ウ 通学する友達関係が急に変化する
- エ 突然一人で登下校するようになる
- オ 自転車や持ち物が傷んでくる
- カ 帰宅時間が遅くなってくる
- キ 衣服が汚れている
- ク 他の子の荷物を持っている

③ 休憩時間において

- ア 一人で過ごすことが多くなる
- イ 休み時間になるとすぐに教室から出ていく
- ウ 泣いていることがある
- エ 始業のチャイム直前にトイレに行く
- オ 職員室によく来るようになる
- カ 他の学級の生徒のところへ行くようになる
- キ 教科書等をよく貸すようになる
- ク 数人の一番後で虚勢を張って廊下等を歩く
- ケ あだ名で呼び捨てられるようになる
- コ 目に付きにくいところで行動するようになる
- サ 教室移動の際、一番最後に行ったり、他の児童の教科書等を持たされたりする
- シ 他の学級担任の先生や養護の先生へのかかわりを求めにくる

② 授業中

(朝の会、終わりの会を含む)において

- ア 活気がなくなり、表情がさなくなる
- イ 急に考え込んだりする表情を見せる
- ウ おどおどした態度が目立ち始める
- エ 積極性がなくなり、動作が緩慢になる
- オ おどけるような態度をとり始める
- カ 虚勢を張った態度を見せる
- キ 投げやりな態度を見せるようになる
- ク 聞き直しや言い直しが目立ってくる
- ケ 学級の雰囲気为重苦しくなる
- コ 視線をそらすようになる
- サ 冷やかしの言葉や嘲笑、奇声が生じる
- シ 独り言を言うようになる
- ス 的外れの質問をすることがある
- セ 学級委員などに押し付けられるように選出される
- ソ 言葉遣いが荒っぽくなったり、丁寧になったりする
- タ 忘れ物が多くなる
- チ 授業に遅れてきたり、抜け出したりするようになる
- ツ 行事などで本人が不本意な役割や種目に出される

④ 昼食時において

- ア 食べ物にいたずらされる
- イ 好きなものを他の子どもに譲る
- ウ 給食の配膳量が他と均一でない
- エ 一人で昼食を取るようになる
- オ 食事の量が減ったり、取らなかつたりする
- カ 給食当番での役割が固定する

⑤ 清掃時間において

- ア いつも一人で掃除をしている
- イ いつも後片付けをしている
- ウ みんなが嫌がることをさせられる
- エ 一人だけ離れた所において掃除をしない

◎その他の生活において

【身体の変化について】

- ア 顔や身体に傷やあざがある
- イ 身体の不調を訴える
- ウ 食欲が減退する
- エ 頻繁に保健室に行くようになる
- オ 神経症的な腹痛、頭痛、下痢、脱毛等が表れる
- カ チック症状が見られる

【頭髪、服装等の変化について】

- ア 服に汚れや傷みが目立ち始める
- イ 髪形が変化し、目立つようになる

【その他の変化について】

- ア 提出物が期限内に提出されなくなる
- イ 筆記する文字が乱雑になったり、筆圧が弱くなったりする
- ウ 板書事項を写さなくなる
- エ ノートや作品にいたずらが見られる
- オ 日記や作文の記述内容に変化が見られる
- カ 学習成績が下降し始める

【持ち物について】

- ア 上靴や下靴、体育館シューズ等が隠される
- イ 持ち物がなくなる
- ウ 持ち物に落書きされる
- エ 教科書やノートが破られている
- オ 他の子から教科書等を借りるようになる
- カ お金を頻繁に持ち出すようになる
- キ ノートを使わなくなる
- ク 整理が乱雑になる
- ケ その子の物だけが壊される
- コ 刃物などの危険なものを所持するようになる

【公共物等について】

- ア 机・椅子・ロッカーに落書きやいたずらの跡がある
- イ 黒板や教室の掲示板、壁等に落書きが書かれる
- ウ トイレ等に個人を中傷する落書きが書かれる

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

○ いじめられている子どもが家庭で出すサイン

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

- ア 朝、起きにくくなる
- イ 登校を渋りだすようになる
- ウ 行動全体が鈍くなる
- エ 帰宅時間が遅くなる
- オ 準備に時間がかかり、なかなか家を出ない
- カ 覇気がなく、憂鬱で心配そうである
- キ 電話が頻繁にかかるようになる
- ク 友達関係が変わる
- ケ 外出したりして、外出の回数が多くなる
- コ 食事の時間が不規則になる
- サ 食事の嗜好や量が変わる
- シ 学校のことや友達のことを話したからなくなる
- ス 家にいる時間が増える
- セ ため息をつくことが多くなる

- ソ 部屋に閉じこもりがちになる
- タ 兄弟姉妹にあたりたり、いじめたりする
- チ 物を大切にしなくなったり、壊したりする
- ツ 小遣いの値上げを要求する
- テ 家庭からお金を持ち出す
- ト 新しく買った物がなくなる
- ナ けがをして帰ることがある
- ニ 服に汚れや傷みが目立つ
- ヌ たまり場に出掛けることがある
- ネ 人間関係が変化してくる

<学級経営を見直すチェックリスト>

【教師の言動】

- 子どもの言い分に耳を傾けている。
- 子どものよさを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- ひいきや差別をせずに子どもに接している。
- やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しついたりすることがない。
- 一日に一回は会話をするなど、どの子どもともかかわり合いをもっている。
- 教師自身が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの子どもの発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができています。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

<生徒指導の4つの視点を生かした授業づくり>

授業での具体的な取組の重点

- 自己決定の場を与える
 - ・思考場面や観察場面で、考えたり観たりする視点を明確にしている
 - ・自分の考えをみんなの前で発表する場を設けている
- 自己存在感を与える
 - ・授業中「よくできたね」「よく考えたね」等の承認や賞賛、励ましをおこなっている
 - ・机間指導の折り、子どもの考えを把握し、どこで誰の考えを生かすか考えている
- 共感的人間関係を育てる
 - ・よい姿を誉め、好ましくない行為をただしている
 - ・友だちの意見に対してうなずいたり、反応したりしている。

⇒生徒指導の4つの視点を生かしたチェックリストでの振り返り⇒改善
- 安全・安心な風土を作り出す。
 - ・学習規律・ルールの徹底（見直し）。
 - ・見通しをもった活動。
 - ・自分の考えをまとめる時間を保証する。（一人学習を取り入れる。）

4. 年間指導計画

月	教職員	児童
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の周知 ・第1回児童理解の会(気になる児童の情報交換) ・児童個人写真 ・学級個人面談(いじめ事案の有無の確認を含む) ・配慮を要する児童の管理職面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ※計画委員会 ・各学年あいさつ運動
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級で構成的グループエンカウンターの実施 ・中条っ子アンケート(いじめ) ・ネットコントロールの取組 ・気付き票①→個別の支援シート 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ※計画委員会 ・なかよしグループ組織会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応校内研修会(いじめ対応アドバイザー招聘) ・中条っ子アンケート(いじめ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめゼロキャンペーン ・友だちのよさを見つけよう ※「いいねカード」作成 ・防犯避難訓練 ※津幡警察署員招聘 ・なかよし遊び
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・中条っ子アンケート(いじめ) ・配慮を要する児童の管理職面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし遊び
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回児童理解の会(1学期の実態把握・2学期の方向性・生徒指導の3機能を生かした授業) ・不登校対応校内研修会(外部講師招聘) ・不審者対応講習会 ※津幡警察署員招聘 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級で構成的グループエンカウンターの実施 ・学級個人面談(いじめ事案の有無の確認を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ※なかよしグループ
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・中条っ子アンケート(いじめ) 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応校内研修会(いじめ対応アドバイザー招聘) ・中条っ子アンケート(いじめ):持ち帰り ・気づき票②→個別の支援シート ・ネットコントロールの取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし遊び ・防犯避難訓練
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育 ・中条っ子アンケート(いじめ) ・配慮を要する児童の管理職面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめゼロキャンペーン
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級個人面談(いじめ事案の有無の確認を含む) 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・中条っ子アンケート(いじめ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうカード作成 ・卒業を祝う会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の見直し ・中条っ子アンケート(いじめ) ・第3回児童理解の会(次年度への申し送り) ・「個別の支援計画」「支援シート」 ⇒次年度への引き継ぎ ・今年度の成果と課題⇒次年度への引き継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしありがとうの会 (なかよし遊び)

参考資料3 主な相談機関の案内

	相 談 機 関	電 話 番 号	受 付 時 間 等
1	津幡町教育センター	076-288-5363	月～金 8:30～17:15
2	津幡町少年育成センター	076-288-2125	月～金 8:30～17:15
3	津幡町児童なんでも相談	076-288-6704	第2火 13:30～16:00
4	24時間いじめ相談テレホン (石川県教育委員会)	076-298-1699	24時間受付
5	24時間いじめ相談テレホン (文部科学省)	0570-078-310	24時間受付
6	石川県こころの健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
7	石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
8	石川県中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45
9	「子どもの人権110番」 (金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
10	いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-617-867	24時間受付
11	金沢こころの電話	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
12	チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00